

SS6000シリーズ無料ウイルス駆除サービスに関する規定

(目的)

第1条 『SS6000シリーズ無料ウイルス駆除サービス』(以下「本サービス」といいます。)は、サクサ株式会社(以下「当社」といいます。)が販売するセキュリティー機器SS6000/SS6000 II (以下、総称して本装置という。)を有する利用者(以下「サービス受給者」といいます。)のみに適用されます。

本規定は、当社が提供する本サービスに適用される基本的な条件を定めるものです。

(対象期間)

第2条 サービス受給者が本サービスを受給できる期間は、本装置がアクティベートされた日からライセンス有効期限までとします。なお、本サービスの適用外(第4条5項)の場合は、有効期間にかかわらず本サービスの対象外となります。

(提供回数の限度)

第3条 本サービスの提供は、前条に定める対象期間中5回までとします。

(本サービスの内容)

第4条 本サービスの内容は以下のとおりです。

(1) 本サービスの内容

- ・ 電話又はリモートによる、ウイルス駆除業務を実施します。一時的にリモートアクセスが可能となるアプリケーションを利用者にインストールして頂く必要が御座います。ウイルス感染の可能性があるパソコンを社内ネットワークへ接続した場合、他のパソコンへの感染リスクが高まるため、携帯電話などへのテザリングなどを推奨させていただきます。
- ・ リモートにて駆除できない場合、駆けつけ訪問にてウイルス駆除を実施します。万が一ウイルス駆除が出来ない場合、パソコンのOSインストール作業まで実施致します。OSインストール作業とは、リカバリおよびOSディスクからのクリーンインストールを指し、デスクトップ画面が起動するまでの最低限の初期設定までが作業対象となります。OSインストール作業後の各種設定およびドライバのインストール等は本サービス対象外となります。

(2) 本サービスの対象範囲

- ・ 正常に動作している 本装置の配下に接続されたパソコンがマルウェアに感染した場合

(3) 本サービスの申し込み

- ・ サービス受給者がウイルス感染の申告を当社コールセンターへ連絡後、一時切り分けを行い、本サービス適用の際はサービス受給者に確認のうえ、申し込み受付となります。

(4) 本サービスの対象機器

- ・ 本装置配下に接続されたパソコンおよびサーバー

(5) 本サービスの適用外

- ・ 第2条、第4条(1)、(2)、(3)の条件を満たさない場合
- ・ パソコン等が離島又は日本国外にある場合
- ・ サービス受給者の使用上の誤り、故意でのマルウェア感染の場合
- ・ 本装置のファームウェアが最新情報にアップデートされていない場合
- ・ 外出時などの本装置配下外で感染した場合
- ・ サービス受給者が自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力である場合

(提供時間)

第5条 電話での受付時間は平日9:00～12:00 13:00～17:30(土日祝日及び特定休日を除く)平日:12:00～13:00までは留守番対応になっております。

(注意事項)

第6条 注意事項の内容は以下のとおりです。

- ・ ウイルス駆除を100%保証できるわけではありません。
- ・ ウイルスが破壊したデータの復旧は実施いたしません。
- ・ 本サービスの提供および内容に起因してサービス受給者または第三者が損害を被った場合、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。
- ・ 本サービスの提供により、サービス受給者または第三者が保持している情報およびデータ等が消失、紛失、毀損、改変等したことに起因してサービス受給者が損害を被った場合、当該損害につき責任を負わないものとします。

(本規定の変更)

第7条 当社は規定に変更があった場合、サービス受給者の了承を得ることなく、本規定を随時変更することがあります。この場合には、改定後の規定を適用するものとします。なお当社のホームページに表示された時点より、効力を生じるものとします。

(本サービスの終了)

第8条 当社は本サービスをサービス受給者の了承を得ることなく、3カ月前に通知することで終了とする場合があります。なお通知方法はホームページへの表示とし、表示された時点から3カ月後に終了します。

(第三者への委託など)

第9条 当社は、本規定に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせることができます。

(免責事項)

第10条 天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力等により本契約上の義務の全部、または一部の履行が遅延し、あるいは履行不能となった場合、当社は、その責めを負わないものとします。

(紛争の解決)

第11条 本規定に定めのない事項および本規定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図ります。

2. 本規定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上